

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条第1項及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則

発出年月日：平成12年8月15日
文書番号：沖縄県公安委員会規則13
公表範囲：全文

(傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員)
第1条 沖縄県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号。以下「法」という。)第4条第1項及び第7条第1項の規定による沖縄県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる警察官とする。

- (1) 警察本部の生活安全部、刑事部、交通部又は警備部(機動隊を除く。)に勤務する警視以上の階級にある警察官
- (2) 警察署に勤務する警視以上の階級にある警察官
(証票)

第2条 沖縄県公安委員会は、前条の規定により指定した者に対して別記様式の証票を交付するものとする。

2 前条各号に掲げる者は、法第4条第1項に規定する傍受令状の請求又は法第7条第1項に規定する傍受ができる期間の延長の請求をするに当たり、裁判官の要求があったときは、前項の証票を提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成12年8月15日から施行する。

附 則(平成28年11月29日沖縄県公安委員会規則第11号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。